

## 平成24年第2回川本町議会臨時会会議録

(第1日目)平成24年5月8日 午前9時30分開議

鈺事務局長	<p>おはようございます。事務局長の鈺でございます。本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、年長の瀬上議員をご紹介致します。</p> <p>瀬上議員さん、よろしくお願いを致します。</p>
臨時議長 (瀬上議員)	<p>(仮議長席から)</p> <p>先ほど事務局長さんの方からご紹介をいただきました瀬上でございます。規程によりまして、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いを致します。</p> <p>これより、新しく当選をされました議員の皆様方のご紹介を申し上げます。そうしますと1番議員さんから順次9番議員までひとつお願いを致します。自席において起立のうえ、お願いを致します。</p>
1番 高良議員	<p>おはようございます。この度、議員となりました高良敏幸でございます。どうかよろしくお願いを致します。</p> <p>(「続いて2番議員」の声あり)</p>
2番 石川議員	<p>おはようございます。この度の選挙におきまして当選させていただきました石川でございます。住まいは川本町多田でございます。前職はJA島根おおちに勤めておりました。今後しっかり勉強致しまして頑張りたいと思います。どうかよろしくお願いを致します。</p> <p>(「続いて3番議員お願います」の声あり)</p>
3番 植田議員	<p>植田でございます。8年議員をやっております、やっと1番議員から解放されました。非常に喜んでおります。この選挙を通じまして私は久しぶりに町内隈無く歩いた訳ですけれども、8年前と違ってすごく町内が疲弊しているという事がまざまざと目に焼き付きました。今、執行部の方で次期中期計画を纏められておる最中ですが、これを10年と言っていて良いのかなと私はむこう3年以内にそのものはやっていかないと、この川本町は大変な事になるなと感じました。しっかりと皆さんと議論してやっていきたいと思っております。よろしくお願いを致します。</p>

(「続きまして4番片岡議員」の声あり)

4番  
片岡議員 はい、4番片岡です。3期目の議会活動になります。よろしくお願ひします。

(「続きまして5番飯田議員」の声あり)

5番  
飯田議員 飯田でございます。期数で言いますと4期になります、10年目と言う事になります。先ほど3番議員さんが言われたように今回の選挙を通じて本当に人口が減ったなという事を思っておりますし、今まで居られた方が居られなくなったという痛切な感じを持ちました。皆様方と一緒に努力していきたいと思ひますのでよろしくお願ひを致します。

(「ありがとうございます。続きまして6番大畑議員お願ひします」の声あり)

6番  
大畑議員 6番の大畑でございます。戦う議会を目指して頑張りたいと思ひますのでよろしくお願ひ致します。

(「ありがとうございます。続いて7番青木議員」の声あり)

7番  
青木議員 7番の青木でございます。4期目でございますけれども少々、合併するかしないかの時に出まして、ちょうど1年で解散という事で、これまで9年勤めて参りました。非常に先程来ありますように川本町は大変苦しい状況だというふうに思っております。お金も無い、何も無いという町だろうと思ひますけれども皆さんと共に一生懸命頑張って参りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(「ありがとうございます。そうしますと続きまして9番圓山議員」の声あり)

9番  
圓山議員 おはようございます。圓山でございます。よろしくお願ひします。

臨時議長  
(瀬上議員) ありがとうございます。以上で新議員のご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、新しく三宅新町長の方から挨拶を受けたいと思ひます。  
番外三宅町長。

番外  
三宅町長 おはようございます。新緑が目にしみる季節になって参りました。  
平成24年第2回川本町議会臨時会の招集にあたりまして一言ご挨拶を申し

番外  
三宅町長 上げます。先ず持って議員の皆様には定数削減後初めて臨まれました、この  
厳しい選挙戦で見事当選を果たされ、ここに新しい町議会議員として各位を  
お迎え出来ました事、町民を代表致しまして衷心よりお祝いを申し上げます。  
今後の4年間、町政の枢機に参画を願う各位に対しまして、よろしくお願  
いを申し上げる次第でございます。少子高齢化の進展、人口減少、地方自治体  
の財政など多くの課題を抱え、政治経済とも不透明な時代を迎えております。  
議員の皆様方の適切なご指導ご助言を賜りながら共に力を合わせ、安全安心  
な町、そして愛する川本町を幸せにする為、一層の努力をしていく所存で  
ございますので、どうかよろしくお願ひ致します。以上、よろしくお願ひ申し  
上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。

臨時議長  
(瀬上議員) 以上で、三宅町長のご挨拶を終わります。続いて副町長さん以下、管理  
職の自己紹介をお願いを致します。

番外  
野坂副町長 4月1日付けで副町長に選任されました野坂でございます。全力で諸課題  
解決に向けて取り組んで参る所存でございます。どうぞよろしくお願ひ致し  
ます。

番外  
松井教育長 失礼します。4月2日付けで教育委員会におきまして教育長に任命されま  
した松井です。川本町の子供達の為に確かな生きる力を育むように努力した  
いと思っております。又、町民の皆さん方が生きがいを感じられるように生  
涯学習にも取り組んでいきたいと思っておりますので、皆さんのお力添えを  
よろしくお願ひ致します。  
(「ありがとうございます。続いて長制順序でなくて席順でいきますので、  
どうぞお願ひします。」の声あり)

番外森口住  
民課長 おはようございます。住民課長の森口でございます。今年で2年目に入り  
ました。今後ともよろしくお願ひ致します。

番外東間総  
務課長 総務課長の東間と申します。よろしくお願ひ致します。  
(「左田野政策推進課長」の声あり)

番外左田野  
政策推進課  
長 政策推進課、左田野でございます。よろしくお願ひ致します。  
(「森川産業振興課長」の声あり)

番外森川産  
業振興課長 産業振興課長の森川でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

業振興課長	(「木村健康福祉課長」の声あり)
番外木村健康福祉課長	健康福祉課の木村でございます。よろしくお願ひします。 (「長田地域整備課長」の声あり)
番外長田地域整備課長	おはようございます。今年度より地域整備課長を拝命致しました、長田でございます。一生懸命頑張つて参りたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。 (「会計管理者 城納」の声あり)
番外城納会計室長	おはようございます。会計室長の城納でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。 (「教育課長」の声あり)
番外谷川教育課長	教育課長の谷川です。よろしくお願ひ致します。
臨時議長 (瀬上議員)	そうしますと、同じく新任の中垣代表監査委員のご紹介を申し上げます。よろしく自席の方からお願ひを致します。
番外中垣代表監査委員	4月1日付けで監査委員を拝命致しました中垣和夫です。よろしくお願ひ致します。
臨時議長 (瀬上議員)	以上で、議員並びに管理職の皆さん方のご紹介を終わらせていただきまして、次に参りたいと思ひます。
々	本日、平成24年第2回川本町議会臨時会が招集されましたところ、皆様方には全員ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。 これより、平成24年第2回川本町議会臨時会を開会をいたします。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程につきましては、お手元に配布しているとおりでございます。
々	日程第1「仮議席の指定」を行ないます。 仮議席は、ただいま着席の議席といたしますので、ご了解をいただきたいと

臨時議長  
(瀬上議員) 思います。  
ここで暫時休憩を致します。(午前9時43分)  
代表監査委員をはじめ執行部の皆さん方は一応全員退席をお願いを致します。  
(執行部全員・代表監査委員退席)

臨時議長  
(瀬上議員) そうしますと、執行部の皆さん方ご退席をいただきましたので会議を再開  
いたします。(午前9時45分)

々 日程第2「議長の選挙について」の件を議題といたします。  
ここで暫時休憩をいたしますので議員の皆様方におかれましては議員控室  
の方へ、ご移動をお願いを致します。(午前9時45分)  
(全議員、議員控室へ移動)

臨時議長  
(瀬上議員) お待たせ致しました。会議を再開を致します。(午前9時53分)

々 お諮りを致します。  
選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって「指名推  
薦」にしたいと思います。  
ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認めます。従って選挙の方法は「指名推薦」で行うことに決定を  
致しました。

々 お諮りを致します。  
指名の方法につきましては、臨時議長が指名する事にしたいと思います。  
ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認めます。従って、臨時議長が指名する事に決定を致しました。

々 議長には、「6番大畑議員」を指名を致します。  
お諮りを致します。  
ただいま指名致しました「大畑議員」を議長の当選人と定める事にご異議ご  
ざいせんか。  
(「異議なし」の声あり)

臨時議長 (瀬上議員)	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ただいま指名をしました「6番大畑議員」が議長に当選となりました。</p>
々	<p>ただいま議長に当選されました「大畑議員」を会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を致します。</p>
々	<p>続きまして、新議長当選承諾、並びに挨拶をお願いを致します。</p> <p>6番大畑議員。(「自席でよろしゅうございますか」の声あり)</p> <p>はい、自席の方でお願いします。</p>
6番 大畑議員	<p>(自席にて、承諾並びにあいさつ)</p> <p>ただいまの議長選挙におきまして議員の皆様方のご推挙によりまして「指名推薦」という形で議長に就任させていただきます事は、大変身に余る光栄だと思っております。又、身の引き締まる思いがしておるところでございます。前、2年も議長を務めさせていただいた訳ですが、その時も申し上げましたけれども、議会運営にあたりましては中立公正を旨としてやっていく所存でございます。多様化する住民ニーズに応えるべく、決まったことに対しては執行部と一体となって川本町の発展の為に頑張っていきたいと思っておりますので議員の皆様方、より一層のご支援ご協力を賜りますことをお願いを致しまして就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
臨時議長 (瀬上議員)	<p>ありがとうございました。そうしますと「大畑新議長」におきましては議長席の方にお就きを願いたいと思っております。</p> <p>これを持ちまして、臨時議長の職務は全て終了致しました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>暫時休憩を致します。(午前9時56分)</p> <p>(臨時議長自席へ・新議長、議長席へ交替)</p>
新議長 (大畑議員)	<p>それでは会議を再開致します。(午前9時59分)</p> <p>日程第1「議席の指定」を行います。</p> <p>議席は、会議規則第3条第1項の規定により議長により指定致します。</p> <p>議員の皆さんの氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。尚、議長は慣例に従い9番と致します。</p> <p>事務局長お願い致します。</p>

- 鈿事務局長 失礼します。それでは読み上げます。  
1 番、高良議員 2 番、石川議員 3 番、植田議員 4 番、片岡議員  
5 番、飯田議員 6 番、青木議員 7 番、瀬上議員 8 番、圓山議員 9 番、  
大畑議長です。以上でございます。
- 議 長 ただいま朗読致しましたとおり議席を指定致しました。  
ここで暫時休憩を致します。 (午前10時00分)  
  
(全議員、新しい議席へ移動)
- 議 長 それでは会議を再開致します。 (午前10時00分)  
日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員には議長において、1番高良議員、2番石川議員を指名致し  
ます。
- 々 続きまして、日程第3「会期の決定」の件を議題と致します。  
お諮りをいたします。  
本臨時会の会期は、本日、1日限りとしたいと思いますが、ご異議ござい  
ませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認めます。従って本臨時会の会期は本日1日間とする事に決定  
致しました。
- 々 日程第4「副議長の選挙について」の件を議題と致します。  
暫時休憩を致します。  
議員の皆様には議員控室の方にお集まりいただきたいと思ひます。  
(午前10時02分)  
  
(全議員、議員控室へ移動)
- 議 長 ただいまより会議を再開を致します。 (午前10時04分)  
日程第4「副議長の選挙について」の件を議題と致します。  
選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって「指名推  
薦」にしたいと思ひます。  
ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認めます。従って選挙の方法は「指名推薦」で行うことに決定を

議 長 致しました。

々 お諮り致します。  
指名の方法については、議長が指名する事にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。従って、議長が指名する事に決定致しました。

々 副議長に、「5番飯田議員」を指名致します。  
お諮り致します。  
ただいま議長が指名致しました「飯田議員」を副議長の当選人と定める事にご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。  
ただいま指名致しました「飯田議員」が副議長に当選となりました。  
ただいま副議長に当選されました「飯田議員」を会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知を致します。

々 続いて、新副議長当選承諾並びに挨拶をお願いを致します。  
自席にて、飯田議員、お願い致します。

新副議長 （自席にて、承諾並びにあいさつ）  
（飯田議員） ただいま副議長の選挙という事で議員の皆様方には推薦という事でご推挙いただきました。誠に身の引き締まる思いでございます。中立公正で議会運営をされる大畑議長を支えて一生懸命頑張ろうと思っておりますので、皆様方のお力を十分にいただきますようお願いを申し上げます承諾のご挨拶とさせていただきます。

議 長 ここで、暫時休憩を致します。 (午前10時07分)

々 会議を再開致します。 (午前11時09分)  
それでは、日程第5「常任委員会委員の選任について」の件を議題といたします。  
(委員会名簿作成・配布)

々 お諮り致します。  
常任委員会委員の選任については、川本町議会委員会条例第5条第1項の



議 長

規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり指名したいと思います  
が、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定  
致しました。

続いて、常任委員会正副委員長の互選の結果について、ご報告致します。  
総務教民常任委員長に 8 番 圓山議員、副委員長に 1 番 高良議員。  
産建町民常任委員長に 3 番 植田議員、副委員長に 2 番 石川議員。

以上のとおり、それぞれの常任委員会の正副委員長に互選されました。

々

日程第 6 「議会運営委員会委員の選任について」の件を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員の選任については、川本町議会委員会条例第 5 条第 1 項の規  
定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ござい  
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において 5 名の委員を指名致します。

委員には、青木議員、瀬上議員、植田議員、石川議員、高良議員を指名した  
いと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よってそのように決定致しました。

々

続いて、議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について、ご報  
告致します。

議会運営委員長 6 番 青木議員、副委員長 7 番 瀬上議員。

以上のとおり、議会運営委員会の正副委員長に選任されました。

々

お諮りいたします。

日程第 7 から日程第 9 までを一括議題としたいと思いますが、これにご異  
議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように決定致しました。

議 長 組合議会議員の選出につきましては、お手元に配布致しました名簿のとおり選出する事に、ご異議はございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。  
事務局長より、選出議員一覧表を朗読させます。

鈺事務局長 失礼します。それでは組合議会議員あて職の一覧表を読み上げます。  
邑智郡町村総合事務組合議員に、大畑議長、飯田副議長、圓山総務教民常任委員会委員長、植田産建町民常任委員会委員長。  
江津・邑智消防組合議会議員に、大畑議長、高良議員。  
邑智郡公立病院組合議会議員に、大畑議長、青木議会運営委員会委員長、片岡議員。以上です。

議 長 以上のとおり選出することに、ご異議はございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よってそのように決定致しました。

々 次に、日程第10「特別委員会の設置について」の件を議題と致します。

々 お諮り致します。  
本案について、5人で構成する「広報発行対策調査特別委員会」。  
全員で構成する「活性化対策特別委員会」、「江の川水防対策調査特別委員会」、それぞれの特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に本調査を終了するまで継続審査をしていただくことにいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よって、そのように決定を致しました。

々 お諮り致します。  
ただいま設置されました、それぞれの特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配布しております名簿のとおり、広報発行対策調査特別委員会に、4番 片岡議員、6番 青木議員、5番 飯田議員、2番 石川議員、1番 高良議員。  
活性化対策特別委員、江の川水防対策調査特別委員会に全員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

これらの特別委員会の正副委員長についても、お手元に配布しておりますとおり、

広報発行対策調査特別委員会委員長、4番 片岡議員、副委員長、6番 青木議員。

活性化対策特別委員会委員長に、9番 大畑議員、副委員長に5番 飯田議員。

江の川水防対策調査特別委員会委員長に9番 大畑議員、副委員長に5番 飯田議員。

以上、名簿のとおりそれぞれの特別委員会の正副委員長に選任されました。

々

それではここで、暫時休憩して、議会運営委員会を開催致します。

関係者の皆様は大会議室にご集合いただきますようお願い致します。

(午前11時15分)

議 長

会議を再開致します。

(午前11時27分)

(町長、副町長、教育長、以下執行部全員入場し自席につく)

々

お諮りを致します。

日程第11、「議案第42号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」から、日程第18、「議案第49号、専決処分の承認を求めることについて《平成23年度川本町地域情報通信事業特別会計補正予算(第4号)》」までを一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、そのように「決定」致しました。

々

それでは、執行部から議案ごとに順次提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、事務局長並びに提案者からの議案書の朗読は省略致します。

々

それでは執行部から議案ごとに順次、提案理由の説明を求めます。

先ずはじめに、日程第11「議案第42号」から、日程第12「議案第43号」について説明を求めます。番外森口住民課長。

番外森口住  
民課長

それでは「議案第42号」について説明を致します。

この議案は地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので同条第3項の規定により承認を求めるものです。

平成24年5月8日提出。

専決処分事項は、川本町税条例の一部を改正する条例の制定について。専決処分年月日は、平成24年3月31日です。

それでは専決第1号、川本町税条例の一部を改正する条例について説明をします。1ページから5ページまでが改正条文の内容であります。次ページは川本町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、1ページから10ページまでとなっております。右側が改正前で左側が改正後となっております。尚、左右の下線部分が改正となる個所でございます。それでは次ページの地方自治法等の改正要旨によって説明をさせていただきます。地方税法及び国有資産等所在地市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施工令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、川本町税条例の一部を改正する必要から専決処分をしたものでございます。尚、この条例は平成24年4月1日から施行するものであります。町税条例の一部改正には住民税に関するものと固定資産税に関するものがあります。

先ず最初に住民税に関するものですが、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったものが寡婦（寡夫）、これは女性、男性両方ですが、控除を受けようとする場合の申告の提出が不要となりました。これは条例の第36条の2でございます。

次に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の改正によって、所得税において被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限延長の特例の適用期間が3年から7年に改正された事に伴い、個人住民税においても読み替え規程を制定した事による改正でございます。これは附則の第22条の2及び第23条第2項が関連を致します。

次に、固定資産税に関する改正について説明をします。下水道除害施設について、これまでは地方税法により課税標準を4分の3とする特例措置でありましたが、この度、3分の2以上6分の5以下の範囲で条例により定める事になりました。これは附則の10条の2第1号関係でございます。これにつきましては現行の地方税法と同一の4分の3とする事と致しております。

次に、雨水貯留浸透施設についても、これまで地方税法により課税標準額を3分の2とする特例措置でありましたが、2分の1以上6分の5以下の範囲で条例に定める事になりました。これは附則の10条の2第2号関係でございます。これにつきましても現行の地方税法と同一の3分の2とする事に

番外森口住  
民課長

致しました。

次に、負担調整に係る住宅用地の据置特例、固定資産税の課税標準となるべき価格10分の8が段階的に廃止となります。これは附則の第12条でございます。現行の宅地等に対する負担調整措置及び下落修正措置が、平成24年度から平成26年度まで延長となりました。これは附則の11条の2、それから第12条、第13条関係でございます。

次に、一般社団法人及び一般財団法人が設置する図書館、博物館、幼稚園に係る固定資産税等の非課税措置が追加されました。附則の第21条の2関係でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

続きまして、「議案第43号」についてご説明致します。

この議案は地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったもので同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

平成24年5月8日提出。

専決処分事項は、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、であります。

専決処分年月日は、平成24年3月31日であります。

それでは専決第2号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を致します。

これにつきましては、先ほど住民税の改正で説明を致しました東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の延長に伴い、国民健康保険税の所得割に影響が生じる事から条例を改正するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第13「議案第44号」について説明を求めます。  
番外東間総務課長。

番外東間総  
務課長

それでは、「議案第44号」について、ご説明申し上げます。

本議案は専決処分の承認を求めるものであります。専決処分事項は、平成23年度川本町一般会計補正予算（第6号）で、専決処分年月日は平成24年3月31日であります。次ページをお開き下さい。歳入歳出、それぞれ43,861千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,752,307千円と致しました。説明資料の25ページをお開き下さい。

歳入ですが、1款の町税621万円の増ですが、これは個人町民税、たばこ税の決算見込みに伴い増額をしております。

2款の地方譲与税から10款の交通安全対策特別交付金までにつきましては

番外東間総  
務課長

は、交付額の確定に伴い、それぞれ増額、減額をしております。

9 款の地方交付税 1 1 4, 7 3 6 千円ですが、特別交付税の 3 月交付の額が確定しました事により増額するものであります。これにより特別交付税の額は前年度と比較し 2, 6 3 5 千円、率にしますと 1 % 増の 2 6 4, 7 3 6 千円となりました。尚、普通交付税の額は対前年 5 8, 9 2 2 千円減の 1, 7 7 3, 6 9 8 千円であります。

1 2 款の使用料及び手数料、音戯館施設使用料 1, 2 0 0 千円の減額ですが、これはプールの会員数が減少した為、減額するものであります。

1 3 款の国庫支出金から 1 5 款の財産収入までにつきましては、それぞれの事業の確定に伴い増額及び減額をしております。

1 4 款の県支出金、地域商業再生事業補助金 3, 3 8 5 千円の減額ですが、これは空店舗活用事業の確定に伴いまして減額するものであります。

1 7 款の繰入金、雇用創出基金繰入金 3, 1 7 2 千円の減額ですが、これは空店舗活用事業の確定、又、移住促進事業につきましては財源を特別交付税に振り替えた為、減額するものであります。

2 0 款の町債ですが、2 7 ページをお開き下さい。緊急車両整備事業から災害復旧事業まで、それぞれ事業が確定しましたので、この度 1 6, 0 0 0 千円減額するもので、限度額は 4 2 6, 4 0 0 千円となります。

2 6 ページをご覧下さい。歳出ですが、事業の確定に伴いましてそれぞれ減額をしております。主なものを説明させていただきます。

2 款、総務費、町有地分譲促進事業補助金 4, 8 7 6 千円の減ですが、これは木路原、東光台、三島町有地の分譲に対する太陽光等設置の助成ですが、実績が無かった為、減額するものであります。それからその下の邑智郡総合事務組合電算システム負担金ですが 4, 6 5 2 千円の減ですが、財務会計システム導入経費が確定しました為、減額するものであります。

7 款、商工費、空店舗活用事業補助金 9, 8 5 7 千円の減額ですが、当初見込んでいた事業が下回った為、減額するものであります。

1 0 款、教育費の島根中央高等学校教育振興助成金 4, 8 2 0 千円の減ですが、寮生、通学助成対象者の減及びプラスバンドの楽器を購入しなかった為、減額するものであります。2 7 ページ、下の基金の状況をご覧下さい。今回の補正で 3 4, 6 7 3 千円の取り崩しを取り止めて財政調整基金に 1 7, 6 0 0 千円、減債基金に 1 0 0, 0 0 0 千円、学校教育施設基金に 2 6, 0 0 0 千円、公共施設維持管理基金に 4 4, 1 6 0 千円、ふるさと思いやり基金に 3 8 1 千円を新たに積立し、平成 2 3 年度末の財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計額は 1, 4 5 0, 0 5 3 千円の見込みとなります。以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長 次に、日程第14「議案第45号」から、日程第15「議案第46号」について説明を求めます。番外木村健康福祉課長。

番外木村健康福祉課長 それでは、「議案第45号」について説明を申し上げます。  
この議案は専決処分の承認を求めるものでございます。専決処分の事項としましては、平成23年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。専決処分年月日は平成24年3月31日です。次のページをお開き下さい。補正する額は歳入歳出それぞれ5,120千円を減額し、総額をそれぞれ528,762千円とするものでございます。最終ページの資料をお開き下さい。この補正は医療費等の確定に伴うものでございます。先ず歳出でございますが、保険給付費の高額療養費でございます。これは一般高額療養費が1,929千円の増、それから退職高額療養費が1,419千円の減、併せまして補正額が510千円の増でございます。  
それから7番目の共同事業拠出金でございますが、保険財政共同安定化事業拠出金1,560千円の減でございます。それと併せまして予備費を4,070千円の減をしております。  
それから歳入でございますが、5番目の国庫負担金、これは療養給付費の国庫負担金が1,338千円の減、国庫補助金は財政調整交付金が6,036千円の増。それから高齢者医療制度円滑運営補助金が66千円の増、併せまして6,102千円の増でございます。  
それから6番目の療養給付費交付金でございますが、療養給付費負担金が3,955千円の増。  
それから10番目の共同事業交付金、これは高額医療費共同事業交付金が1,614千円の減。保険財政共同安定化事業交付金が4,866千円の増。併せまして3,252千円の増。それで歳入歳出併せまして5,120千円の減でございます。以上、ご承認のほどよろしく申し上げます。

々 続きまして、「議案第46号」についてご説明を申し上げます。  
この議案は専決処分の承認を求めるものでございます。専決処分の事項としまして、平成23年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございます。専決処分年月日は平成24年3月31日でございます。次のページをお開き下さい。補正する額は歳入歳出それぞれ1,100千円を減額し、総額を137,393千円とするものでございます。最終ページの資料をお開き下さい。  
この補正は事業の確定に伴うものでございまして、先ず歳出でございますが、一般管理費としまして健康診断委託料確定に伴う減200千円の減でござ

番外木村健  
康福祉課長 ございます。それから後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、納付金確定に伴いまして900千円の減でございます。

それから歳入でございますが、4の繰入金でございます一般会計の繰入金基盤安定繰入金1,100千円の減でございます。併せて補正額1,100千円の減でございます。以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長 次に、日程第16「議案第47号」から、日程第17「議案第48号」について説明を求めます。番外長田地域整備課長。

番外長田地  
域整備課長 それでは、「議案第47号」につきましてご説明申し上げます。

「議案第47号」につきましては、専決処分の承認を求める事についてでございます。この議案は地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。専決処分の事項は、平成23年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、専決処分の年月日は平成24年3月31日でございます。次のページをご覧ください。今回の補正予算は歳入歳出総額から14,249千円を減額し、予算の総額を189,029千円とするものでございます。9ページに資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。

先ず歳出でございますが、事業費の確定によります不用額の減額となっております。主なものと致しましては総務管理費の2,556千円の減額、建設改良費の工事請負費10,610千円の減額、予備費の952千円の減額でございます。工事請負費の減額に付きましては入札に伴います減額と事業量及び事業内容の変更に伴う減額でございます。

歳入につきましても事業費の確定によります減額でございます。主なものと致しましては県道改良工事に伴います移転補償工事負担金843千円の減額、歳出の減に伴います一般会計、量水器設置基金、水道事業基金からの繰入金13,591千円の減額でございます。以上でございますので、ご承認のほどよろしくお願い致します。

々 続きまして、「議案第48号」を説明させていただきます。

「議案第48号」につきましては、専決処分の承認を求める事についてでございます。この議案は地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。専決処分の事項は、平成23年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、専決処分の年月日は平成24年3月31日でございます。次のページをご覧ください。今回の補正予算は歳入歳出総額から57



番外長田地  
域整備課長 6千円を減額し、予算総額を102,673千円とするものでございます。  
7ページに資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。

先ず歳出でございますが、事業費の確定によります不要額の減額となっております。

歳入につきましても、事業費の確定によります減額でございます。主なものと致しまして一般会計からの繰入金を560千円減額するという内容でございます。以上でございますので、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長 次に、日程第18「議案第49号」について説明を求めます。  
番外左田野政策推進課長。

番外左田野  
政策推進課  
長 失礼致します。それでは「議案第49号」について説明させていただきます。この議案は地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めますのでございます。専決処分の事項は、平成23年度川本町地域情報通信事業特別会計補正予算（第4号）、専決処分年月日は、平成24年3月31日でございます。次のページをご覧ください。今回の補正予算は、歳入歳出の総額から5,100千円を減額し、予算の総額を54,994千円とするものでございます。最終ページに資料を付けておりますので、そちらをご覧くださいませ。

先ず歳出についてでございますが、共済費及び賃金につきましては臨時職員を緊急雇用の対策事業の方で雇用する事が出来た為、特別会計の方では全額不用となった為、減額するものでございます。工事請負費につきましては、設置工事及び支障移転工事等の不要額を2,500千円。それから備品購入費につきましては、機械器具購入費の不用額を330千円減額するものでございます。そうしまして償還金利息及び割引料につきましては、長期債の償還利息に不用額が生じたので、その額1,055千円を減額するものでございます。

歳入につきましては、雑収入で支障移転の補償費を実績見込みに合わせまして3,600千円減額し、繰入金では財源不足に充てる為の一般会計からの繰入金を1,500千円減額するという内容でございます。以上でございますので、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長 以上で、「議案第42号」から「議案第49号」までの提案理由の説明を終わります。

これより「議案第42号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」の質疑を行います。

議 長 質疑はありませんか。  
7 番瀬上議員。

7 番 瀬上議員 これは質問ではございませんで取り扱いの関係だと思えますが、一応、議案が出ているのですが、誰が提案されたのと提出されたのという事については住民課長以下各課長さんの説明があった訳ですが、「川本町長 三宅 実」という名前で提案があったというふうに書類上はなっている訳ですが、その事については触れておられません、取り扱いはこれでよろしい訳でございましょうか、どうでしょうか。すみません、もう1つ。議案の朗読はやらないよという事の中で提案者の町長名が省略されているというふうに理解をするものですか、どちらでしょうか。

議 長 そういう質問でございしますが、その議案について「川本町長 三宅 実」という文言が入らないという事についての事ですか。

7 番 瀬上議員 入らないというか、その提出者は提出件なり提案件は町長さんですので、当然その町長さんが提案をされたよという事で理解をするものですが、当然それは説明されるについては提案者が誰だという説明があつて然るべきじゃないかなというふうに考えるものですが。あまり穿った見方になりすぎているのかどうか分かりませんが、皆さん揃ってカットされている訳ですので、その執行部側の見解をひとつ明らかにしてもらえればと思います。

議 長 番外三宅町長。

番外 三宅町長 瀬上議員からのご質問でございしますが、今日、専決処分について提案させていただいておりますが、従来からこの書面上は川本町長名がございしますが、説明にあたっては省略して提案させていただいているというのが従来からの方法であるという事でありまして、今日もそういう格好での提案という事でございします。従って提案者はあくまでも、この書面にあります「川本町長」が提案しているという事でご理解いただきたいと思います。

議 長 7 番瀬上議員。

7 番 瀬上議員 仰る事は理解をするものですが、当然、傍聴される皆さん方も居られる訳ですしね、そういう意味合いでは提案者は誰なんだという事についてもきちんと整理をして対応していただくのが本旨じゃないかなと考えるものでござ

7番  
瀬上議員 います。今更、元へ戻るといふ訳にはいきませんが、少しそんなような思いで傍聴されている方も居られるかと思ひます。ひとつご検討のほどよろしくお願ひ致します。

議 長 今後については、ちきんと読むという事でご了解をいただけますか。それともいちからもう一度やり直すという事でしょうか。

7番  
瀬上議員 いや今、申し上げましたように、ひとつ検討して正しい方向でというふうな当然、傍聴席の皆さんも居られる訳ですから、当然その提案者が誰、提出者が誰だという事については明確に表現をされるべきだと思ひます。それでその事については検討していただいて、もし訂正があるのなら次回からはきちんとやっていただきたいという思ひでございますので、遡ってという事ではございませんのでご理解をいただきたいと思ひます。以上です。

議 長 それでは次回からそのようにきちんと議案については提案者の名前まで言うようにお願ひを致します。それでよろしゅうございませうか。

他に質問はございませうか。ありませうか。

(「ありません」の声あり)

々 質疑なしと認めませう。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませうか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めませう。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第42号、専決処分の承認を求むることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」に賛成の皆さんの挙手を求めませう。

挙手「全員」であります。

よって「議案第42号」は原案のとおり「決定」致しました。

々 次に、「議案第43号、専決処分の承認を求むることについて《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」の質疑を行います。

質疑はありませうか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「議案第43号、専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第43号」は原案のとおり「決定」致しました。
- 々 次に、「議案第44号、専決処分の承認を求めることについて《平成23年度川本町一般会計補正予算（第6号）》」の質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。、質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「議案第44号、専決処分の承認を求めることについて《平成23年度川本町一般会計補正予算（第6号）》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第44号」は原案のとおり「決定」致しました。
- 々 次に、「議案第45号、専決処分の承認を求めることについて《平成23年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）》」の質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

- 議 長 質疑なしと認めます。、質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「議案第45号、専決処分の承認を求めることについて《平成23年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第45号」は原案のとおり「決定」致しました。
- 々 次に、「議案第46号、専決処分の承認を求めることについて《平成23年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)》」の質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。、質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「議案第46号、専決処分の承認を求めることについて《平成23年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第46号」は原案のとおり「決定」致しました。
- 々 次に、「議案第47号、専決処分の承認を求めることについて《平成23年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)》」の質疑を行います。  
質疑はありませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。、質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「議案第47号、専決処分の承認を求めることについて《平成23年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第47号」は原案のとおり「決定」致しました。
- 々 次に、「議案第48号、専決処分の承認を求めることについて《平成23年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号)》」の質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。、質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「議案第48号、専決処分の承認を求めることについて《平成23年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号)》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第48号」は原案のとおり「決定」致しました。
- 々 次に、「議案第49号、専決処分の承認を求めることについて《平成23年度川本町地域情報通信事業特別会計補正予算(第4号)》」の質疑を行い

議 長

ます。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。、質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第49号、専決処分の承認を求めることについて《平成23年度川本町地域情報通信事業特別会計補正予算(第4号)》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第49号」は原案のとおり「決定」致しました。

々

それでは、日程第19「議案第50号、川本町固定資産評価員の選任について」を議題と致します。

野坂副町長の退席をお願い致します。

(野坂副町長退席)

々

執行部より提案理由の説明を求めます。番外三宅町長。

番外  
三宅町長

議案第50号、川本町固定資産評価員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

川本町固定資産評価員に、次の者を選任致したく、地方税法第404条第2項の規定によりまして議会の同意をお願いするものでございます。

住所は、島根県邑智郡川本町大字川本331番地1、野坂 一 弥。  
生年月日、昭和35年12月25日です。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(「ちょっと待って下さい。最後のところまで読んで下さい。」議長の声あり)

番外  
三宅町長

平成24年5月8日提出。川本町長 三宅 実。よろしく申し上げます。

- 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 以上で、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 以上で、提案理由の説明を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 以上で、提案理由の説明を終わります。  
これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「議案第50号、川本町固定資産評価員の選任について」に賛成の皆さんの  
挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第50号」は原案のとおり「同意」されました。
- 々 以上で、提案理由の説明を終わります。  
ここで野坂副町長の着席をお願いします。  
（野坂副町長復席）
- 議 長 それでは次に、日程第20「議案第51号、川本町監査委員の選任につい  
て」の件を議題と致します。
- ここで、地方自治法第117条の規定により、瀬上議員の退席を求めます。  
（7番 瀬上議員退席）
- 々 以上で、提案理由の説明を終わります。  
執行部から提案理由の説明を求めます。番外三宅町長。
- 番外 議案第51号、川本町監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。  
三宅町長 川本町議会議員の任期満了に伴いまして議員である監査委員が欠員となりま  
したので、後任の監査委員を選任致したく地方自治法第196条第1項の規  
定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。  
住所は、島根県邑智郡川本町大字川本1213番地、瀬上 康 浩。  
生年月日、昭和10年10月10日。  
平成24年5月8日提出。川本町長 三宅 実。よろしくご審議のうえ、ご  
承認賜りますようお願い申し上げます。



- 議 長 以上で提案理由の説明を終わります。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 以上で提案理由の説明を終わります。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 以上で提案理由の説明を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 以上で提案理由の説明を終わります。  
これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「議案第51号、川本町監査委員の選任について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第51号」は原案のとおり「同意」されました。
- 々 以上で提案理由の説明を終わります。  
ここで瀬上議員の出席を求めます。  
(7番 瀬上議員復席)
- 々 以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。  
長時間にわたり、慎重審議を賜り誠にありがとうございました。
- 々 以上をもちまして、平成24年第2回川本町議会臨時会を閉会いたします。  
ご苦勞様でございました。
- (午後0時14分)

この会議録は、川本町議会事務局長 鈿 英俊 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会臨時議長

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員